

6年
正月13日
大自至

大阪朝日新聞

京都市に隣接 町村編入公報

京都府參事會の議決を経たる京都市に隣接せる十六箇町村を同市に編入の件は内務省より許可ありたるより本内知事は公報號外を以て左の告示を爲せり

京都市及其區の境界變更並其隣接町村の廢止及境界變更に關し左の通り定め大正七年四月一日より之を施行す

大正六年十月九日

京都府官示第四百七十五號

第一、左の町村の全部若は一部を京都市及其區に編入す

一、愛宕郡白川村を廢し其全部

二、同郡田中村を廢し其全部

三、同郡下鴨村を廢し其全部

四、同郡鞍馬口村を廢し其全部

五、同郡上賀茂村の内鞍馬街道、下鴨

村界を北へ都道府道西へ鴨川西堤

坡に至り北折御園橋大宮村界に至る西

南部の區域、細目左の如し

大字上賀茂の内、字神在、字島格、字横

田、字河原八町、字竹の本、字留念、字五

反ヶ垣内、字龍田、字辻ヶ島、字雀田の

各全部

字岩ヶ垣内の内、一番の二、字下櫻の

内、五番の一、字櫻井の内、六番の二、

字今井河原の内、一〇番の一、右の外

編入區域内の土地大字小山の全部

六、同郡大宮村の内、御園橋、上賀茂村

界より西へ字哲士居北境を廢除村界に

至る以南の區域、細目左の如し

大字東紫竹大門の内、字宮の後、字下

御所田、字中鏡所田、字上御所田、字下

柳、字鳥田、字小柳、字佛の尻、字梅の

木、字日才、字堂ヶ芝、字上芝木、字下芝

木、字桃ヶ本、字八重、字高綱手、字辻ヶ

内、字石名田、字龍ヶ坪、字横路、字藝林

院、字門前、字紫竹南東、字紫竹東北、字

大門、字紫竹西北、字紫竹西南、字中筋

字豈谷、字三栗稻野、字三栗稻野、

字倉ヶ坂、字鹿池山、字丹後山、字中島、

字泉堂、字上野、字今宮、字蓮華野、字龍

森、字南山、慶字申溝、字船岡南、字船岡

字西山腰、字鄉の上、字上柏野、字中柏

野、字下柏野、字濟土居の各全部

大字西賀茂の内、字舊土居、字長日、字
竹殿の各全部

字上の岸の内、四三番の一、四四番の
一、四五番の一、四六番、四七番の一、四

七番の二、四七番の三、四七番の四、四

九、五〇番合地、五〇番の一、五一番、五

二番、五三番、五四番、五五番、五五番の
一、五六番、字岸之上、字麻錢鬼田、字御

所之内、字高原、字上高松の各全部

字西川原の内、一番の二、一番の三、字

下高松の内、四番の二、六番の一、七番、五

二番、五三番、五四番、五五番、五五番の
一、五六番、字岸之上、字麻錢鬼田、字御

所の内、字高原、字上高松の各全部

字西川原の内、一番の二、二番の三、字

下高松の内、四番の二、六番の一、七番、五

二番、五三番、五四番、五五番、五五番の
一、五六番、字岸之上、字麻錢鬼田、字御

所の内、字高原、字上高松の各全部

字西川原の内、二番の二、二番の三、字

下高松の内、四番の二、六番の一、七番、五

二番、五三番、五四番、五五番、五五番の
一、五六番、字岸之上、字麻錢鬼田、字御